最終改正:平成二八年六月一○社会保障審議会令 七日政令第二三八号百八十二号)

第一条 社会保障審議会(以下「審議会」という。)は、委員第一条 社会保障審議会(以下「審議会」という。)は、委員事門委員を置くことができる。 専門委員を置くことができる。 「委員等の任命) 「委員等の任命) 「要生労働大豆以下」を この政令を制定する。 「年労働大豆以下」を この政令を制定する。 「年労働大豆以下」を この政令を制定する。

ある者 \mathcal{O} j

第二条 委員及び臨時委員は、非常勤とする。 厚生労働大臣が任命する。 を動き、厚生労働大臣が任命する。 を動き、厚生労働大臣が任命する。 を動き、厚生労働大臣が任命する。 を動き、厚生労働大臣が任命する。 を動き、厚生労働大臣が任命する。 を責め任期は、二年とする。ただし、補欠の手期は、前任者の残任期間とする。 のとする。 を責め任期は、二年とする。ただし、補欠の手期は、前任者の残任期間とする。 できる。 のとする。 を責め、原生労働大臣が任命に係る当該特別の事項に関連者が終了したときは、解任されるものとする。 のとする。 の会長) 委 員 \mathcal{O}

任

関 す

関 す

(分科会) 第五条 審議会に、次の表り (分科会) 第五条 審議会に、次の表り (分科会) 第五条 審議会に会長を置き、委員の互選により選任 その職務を代理する。 (分科会) あらかじめその指名する その職務を代理する。 に事故があるときは、あらかじめその指名する その職務を代理する。 にの分科会の所書する。 指名する委員 選任する。

?所掌事務のうち、掲げる分科会を置 き、 そ いれぞれ

(昭和二十三年法律第百二十四年法律第百二十四号)第十四条公正よりその権限に属させられた事項を処理すること。 「原子年金保険法(昭和二十三年法律第百二十四年法律第百二十四年法律第百二十四年法律第百二十四年法律第百二十四年法律第百二十四年法律第百二十四年法律第百二十二号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。 「房)第十四条の一部を砂理すること。 「原本学の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。」 「原本法律第百二十二号)及び社会福祉法(昭和二十三号)及び社会福祉法(昭和二十四年法律第百二十二号)第三二十五条の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。 「房)第十四条次一部を砂理すること。「原本学第百二十二号)及び社会福祉法(昭和二十五条の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。「原本学第百三十一号」の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。「原本学第百三十一号」の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。「原本学第百三十一号」の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。「中海学の対策・中海学・の規定により、船員を担望すると、「中海学・大正十一号」の規定により、船員を処理すること。「中海学・大正十一号」の規定により、企業を利益を規模を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を
展表が整備並びに統計の知識の普及及び整備並びに統計の知識の普及及び整備並びに統計の知識の普及及び整備並びに統計の知識の普及及び整備並びに統計の知識の普及及び整備並びに統計の知識の普及及び整備がびに属させられた事項を加理すること。 「大田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・

3 2 一分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。により選任する。 分科会に分科会長を置き、当該分科会に属、及び専門委員は、厚生労働大臣が指名する。 単項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき す 委 うる委 員 員 臨 時 \mathcal{O} 互. 委

4

5 **議会の議決とすることができる。審議会は、その定めるところによ務を代理する。** 時委員のうちから分科会長があらいす会長に事故があるときは、当 めらか該 じ分 め科 指会 ず属 る者 決 が委 を ŧ 員

議

ょ り 部 **分**

互ず 選る会に、長 ょ n

2

`委 そ員 の又 職は 務臨

よ分科 `会。 部 会以 の下

生労 働 大 臣 が

佐 す

こ委員 がの で三 き分

は時 `委 会員 長で の会

す

は臨時委員のうちから分科会長があらかじめ指名する。 6 審議会は、その定めるところにより、分科会の業 で審議会は、その定めるところにより、分科会の業 で審議会は、その定めるところにより、分科会の業 で審議会は、その定めるところにより、分科会の業 で審議会は、その定めるところにより、分科会の業 で審議会は、とすることができる。 4 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、 科会に置かれる部会にあっては、分科会長)が指名する。 が出生する。 6 審議会は、当該部会に属する委員の互 選任する。 を代理する。 6 審議会の議決とすることができる。 が生すると で発すし、当該部会にあっては、分科会長)が指名する者が、を代理する。 を代理する。 の項において同じ。)は、その定めるところにより 業決をもって審議会の議決とすることができる。 を代理する。 の項において同じ。)は、その定めるところにより が上条 審議会は、当該部会にあっては、分科会長)が指名する者が、 を代理する。 後本部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員の 第十条 審議会は、等員及び議事に関係のある臨時委員の。 第一項の規定は、等員及び議事に関係のある臨時委員及び議事に関係のある臨時委員及び議事に関係のある臨時委員及び議事に関係のある臨時委員及び議事に関係のある監告は、 決するところによる。 第十条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要が 第1一項の規定は、その所掌事務を遂行するため必要が 第2、とするとさば、関係行政機関の長に対し、資料の提出、 できる。 を関係行政機関の長に対し、資料の提出、 を関係行政機関の長に対し、 を関係行政機関の長に対し、 を関係行政機関の長に対し、 を関係行政機関の長に対し、 を関係行政機関の長に対し、 を関係行政機関の長に対し、 を関係行政機関の長に対し、 を関係の表とさば、 を関係の表とさば、 を関係の表とさば、 を関係の表とさば、 を関係の表とを対し、 を関係行政機関の長に対し、 を関係の表とさば、 を関係行政機関の長に対し、 を関係行政機関の長に対し、 を関係の表とさば、 を関係の表とを対し、 を対し、 を る。出、なる。必要が、 意あ 見る のと

医療分科でかれて、一番のでので、一番のでのでのである。 ては、それ処理する。 厚生労働 たれぞれだ。 庶務は、 国医政局総務課該各号に定める、次の各号には 課る掲策 課げ統 にる括 お分官 い科に て会お 処にい 理係て する総 る。も括

年律厚間

金(生は

業成金改

等十保正

事平年

五四三二 年医介福 金療護祉 記保給文 録険付化 訂保費分 正険分科 分料科会 科厚生 厚会生労 労働 -労厚働省 働生省雇 省労老用 年働健均 金省局等 局保老• 事険人児 業局保童 管総健家 理務課庭 局 総 務

そ又

0

科率会 会分 生 課課

第 議十 会一雜 五条則 八十八号) (いずやは、 い運営に関し、 の変令は、 L 文令. 要に な定 事が 項る はは、 会の長ほ がか 審、 議議 会事にの 諮手 つ続 てそ 定の め他 る審

1 る律 年第二 施内 **窄閣** 一次法 百の ~部 成を 放十三 改 改 正 一年一月 六律 旦 か成 ら十 施一 行年 す法

生 る法へ 等昭年平 の和金成一三保土 一二保行 かりに一を四法二 改年《年三日》 正伝唱月 る第 法首十十 律四九一 一十年月 年と十は、 (律る号第 第の一五 十は及条 `び第 号) 一国一 国民項 民年中 と年金「 金法厚

行 - 期附 平 成 匹 年六 月五 日 政 令第 九 七 夛 抄

日

条施 0 則政 令 軍は 成平 七成 年六月二九1-五年四月一 日 □政日 **攻令第二二**から施行さ |六号 抄

第 条施 +

ずは、 成平 八成 八年三月三〇1十七年七月一 日 日政令第九日から施行 五行 号る 抄

第 **が、** でで期日) での政令 条施 軍は、 成平 二成-年八二 一〇月三八年四月一 日日 日政令第三元から施行さ 五する 0 号

1 施 行 す

 $\mathbf{2}$ 九険後 十の号料第法「間 所す項まる二運年保条五百月 管る中で。十営法院の号子二 管法」の一六の律給三)分十 年改第付第、科八 法善百及二国会日 律の三び項民のま 第た十保及年項で 六め一険び金中の

1 この政令は、平成二十八年六月二十一日から施行する。 第一条 この政令は、平成二八年六月一七日政令第二三八号) 抄第一条 この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。 (施行期日) (平成二七年九月一八日政令第三三〇号) 抄 の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律(平の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律(平の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律(平の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律(平の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律(平の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律(平の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律(平の運営の改善のでは、1000円のでは、10000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、10000円のでは、1

社 会 保 障 審 平議 成会 十運 三営 年規 一則 月三 + 日 社 会保 障 審 議 会決

 \bigcirc

。百 八 十二号) 定

第 定障 に審 基議 づ会 き令 議 会 こ軍 以 の成 規十 下 則二 審 を年 議 制政 会 定令 す第 とい る二 う。 は、 会 長

2 · 委

ると三(同 ま部二(る 員期 が一(条社 。 き条諮し会で会条審会と前及日会召条会の会 は会問て長に、会議長こ項び、長集社議規保 `長の調はお分長会はろの専場はす会 台は付査 `い科はの `に議門所」。る保 当は付査 `い科はの `に議門所 該、議審必て会、部議よ事委及審 議要同に必会長るに員び議 。関に議会 係通題を の知を召 あす委集 る最も並んしよっ 時のでう 委とにと 員す議す のる事る 。にと 範 関き 用 係は は のあ あら 会 いるか、 長 臨心 \mathcal{O} 決 時 す

3

4 議 会 \mathcal{O} 議 事 を 整 理 す

さがじ置要のと せあ[°]かが設し るる)れあ置て ことをるる と認設部と がめ置会認 でるすをめ きとる除る `が以は で下 ` 以き本審 上る条議 の °か会 らに 第諮

るきこくと 。 。 はと 。 き 部 会 を 四つ

2

諮厚 問生 を労 分働 科大 会臣 又又 はは 部関 会係 に各 付大 議臣 すの る諮 こ問 とを が受 でけ きた

第

こび部

と部会

が会の

での議

き議決

る決。

会

長

 \mathcal{O}

同

意

を

得

て、

審

議

会

とそる五一の四

な、会るよ会公す会及

ど会議とりの開る及び

す**条**議命会きれこ**条**会議**条**分

会る議事ず長はがと審議決分科

議も事録るは `あに議のと科会

のの録

日とに

時すお

及るけ

る

議

事

は

次

 \mathcal{O}

事

項

を

含

8

議

事

録

に

記

 \mathcal{U}

場

所

あ障長 るをは と及 認ぼ公 めす開 るおす

必議を認公会 要に非め平議 なお公るかは 措け開とつ公 置るとき中開 を秩すそ立と と序るのなす るのこ他審るこ維と正議。 と持が当にた がのでな著だ でたき理しし きめる由い °が支会 聴 人 \mathcal{O} 退 場

3 第 3 4 でそ八人をの当っ七人作場 議るよ `るあ `会中準**条**準きれ**条**委合分議第該分て**条**分成合前事とり議 が運こ則替時に「臨っ分に「用第用るぞ分員同科決一付科部分科しに項録認公事議出 え委関当時で科あ会す一規 °れ科会し会と項議会会科会 `はののめ平録事席 分会のて長すのを長を会のこ、規全るかはとし る員係該委は会っ長る条定 も及の分員「にて 科長設調はる部前は設長部れ会定部とつ公なた のびあ科及当あはとこ第 こ会項 `置は会を長に又き中開っ委 会又置查 と専る会び該つ「あの五 又は `審必とのの第す`の公はよはそ立とた員 議要が議部三る必設開、り一のなす事 す門者に専部て部る場条 は部 る委「属門会は会の合及 部会 さがで決会条こ要置す非議部他審る項臨 、す委に「長はにび 会長 せあきはにのとが等る公事を正議 には

諮 `

つ必 て要

委が

員あ

会る

をと

設認

置め

する

ると

こき

とは

が、

がめ

でる

きと

るき

。は

以

上

 \mathcal{O}

部

会

長こる

のと付

同が議

意でを

できるけ 得るけ

て、

分

科

会

°た と

き

は

8

る

لح

き

は

分

科

会に

誻

条て

長の条雑み臨事 定営の めに規 る必則 。要に な定 事め 項る はも で部る員属当 `0 お第 その れほ ぞか れ 事で及のこに条め一定 会審 にはびはと属中で条は、関「専、、す」には、 長議 係当門分一る委は第分 分 の該委科議委員分条会あ部員会事員と会る会でににした。 科分 会科 長会 る会でに こ会及及 者にああ関 、あ長のび 」属っつ係部るよ第部 又又 はは 部部 とすてての会の、六会

委 員 及 び 車 門 委 員 \mathcal{O} て非でめす開 氏

のとの公な著だ

るるる、付規があ)も開録非当にたこと。分議定でるのとの公な著だと認い、科すにきといくし全開理しし、 会るよる認 すた部と由い

る部又すが支会 °分はるあ障長 に一こるをは つ部とと及 いをが認ぼ公

議公きるおす

事開るとそる 要と 。きれこ

はがと

`あに

旨す

をる